

学校法人山陽学園役員報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人山陽学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 5 7 条の規定による役員報酬等の支給基準その他役員及び評議員に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、学長、高等学校長、専務理事、常務理事その他学園において勤務することが常態である理事（次号の職員理事を除く。）をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の常勤職員としての給与を支給されている理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (5) 報酬とは、役員及び評議員（以下「役員等」という。）としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 退任慰労金とは、役員等が退任した場合に、在任中の功績に謝意を表するために支給する一時金をいう。
- (7) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる交通費、日当及び宿泊費（以下「旅費」という。）その他の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対して、次のとおり報酬及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）を支給する。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬を支給し、退任慰労金は支給しない。
 - (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
 - (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬等を支給する。
 - (4) 評議員に対しては、報酬等を支給する。ただし、役員を兼ねる評議員及び学園の常勤職員としての給与を支給されている評議員（以下「職員評議員」という。）に対しては、評議員としての報酬等は支給しない。
- 2 役員等が職務執行のため旅行した場合、その費用を弁償する。ただし、学長、高等学校長、職員理事及び職員評議員については、この規程を適用せず、学校法人山陽学園職員の旅費支給規程（以下「旅費規程」という。）を適用するものとする。

(報酬額の算定方法)

第 4 条 常勤理事に対する報酬の年額は、別表第 1 に掲げる上限額以内で、理事長が別に定める。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員に対する報酬の年額は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 役員等が年度の中で就任又は退任した場合若しくは解任された場合の報酬額は、前 2 号の額を上限として、理事長が別に定める。

(報酬の支給方法)

第 5 条 常勤理事の報酬の支給日その他の支給方法は、山陽学園職員給与規程に準じて、理事長が別に定める。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員の報酬年額は、支給対象年度の 1 2 月末日までに、一括して支給する。

(退任慰労金の額の算定方法等)

第 6 条 役員等が退任したときは、その者（死亡による退任の場合には、その遺族）に、就任から退任までの連続した在任期間に応じて、別表第 3 に掲げる額の退任慰労金を支給する。

- 2 再任された役員等の在任期間は前任期間から連続しているものとみなす。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、解任された役員等に対しては、理事会の議決により、退任慰労金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 4 退任慰労金の支給方法については、理事長が別に定める。

(費用弁償額の算定方法等)

第 7 条 役員等が職務執行のため旅行した場合の旅費の弁償額は、別表第 4 のとおりとする。ただし、外国旅行の場合における旅費の弁償額は、その都度理事長が定めるものとする。

- 2 役員等が職務執行のため旅行した場合であって、理事長が必要と認めたときは、旅費以外の必要な費用を弁償することができる。

- 3 費用弁償の方法については、旅費規程に準じて、理事長が別に定める。

(実施細則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校法人山陽学園役員等の報酬及び費用弁償規程（昭和 5 6 年 3 月 2 5 日制定）は廃止する。

別表第 1 常勤理事の報酬年額（第 4 条第 1 項関係）

区 分	報酬年額上限額
理事長	1, 0 0 0 万円
学長	9 0 0 万円
高等学校長	8 0 0 万円
専務理事	8 0 0 万円
常務理事	8 0 0 万円
その他常勤理事	8 0 0 万円

別表第 2 非常勤理事、監事及び評議員の報酬年額（第 4 条第 2 項関係）

区 分	報酬年額
非常勤理事	1 2 万円
監事	1 2 万円
評議員	1 0 万円

別表第 3 退任慰労金の額（第 6 条第 1 項関係）

区 分	在 任 期 間			
	5 年未満	5 年以上 1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上
役 員	3 万円	8 万円	1 5 万円	2 0 万円
評議員	3 万円	5 万円	1 0 万円	1 5 万円

別表第 4 旅費弁償額（第 7 条第 1 項）

区分	鉄 道 賃	船 賃	航空賃	車 賃	日当	宿泊料
役員及 び 評議員	県内：普通車 県外：普通車 50Km以上：急行料金 100Km以上：特急料 金	上級の 運賃	実 費	1Kmにつ き 50円	1日につ き 4,000 円	1泊につき 特定地域 20,000円 その他地域 15,000円

備考 宿泊料の欄中の特定地域とは、学校法人山陽学園職員の旅費支給規程別表に掲げる特定地域 1 及び特定地域 2 をいう。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 及び別表第 3 の改正は、令和 7 年度定時評議員会で選任された非常勤理事、監事及び評議員から適用する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。